

第4次 夢育て・たちかわ子ども21プラン



令和2(2020)年
立川市

目次

はじめに（理念）	2
第1章 プラン策定の背景と役割	6
1. プラン策定の背景	6
2. プランの位置付け	7
3. プランの期間と対象	8
4. プランの策定方法	8
[1] 市民意向調査の実施	8
[2] 策定体制	10
第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状	12
1. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	12
[1] 社会状況	12
[2] 子どもの状況	19
[3] 子育て家庭の状況	25
[4] 子どもの権利について	30
[5] 子育て家庭の経済状況について	32
2. 第3次 夢育て・たちかわ子ども21プランの取組状況	34
施策目標1 子どもの権利を尊重します	34
施策目標2 ひとりひとりに応じたく＜子育ち＞を支援します	35
施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します	36
施策目標4 ひとつひとつの家庭に応じたく＜子育て＞を支援します	37
施策目標5 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します	39
施策目標6 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	41
第3章 プランの基本的な考え方	44
1. 基本理念(あるべき姿)	44
2. 3つの基本的な視点	44
3. 7つの施策目標	47
4. 施策の体系	49
第4章 プランの施策内容	52
施策目標1 子どもの権利を尊重します	53
[1] 子どもの権利の尊重	53
施策目標2 ひとりひとりに応じたく＜子育ち＞を支援します	61
[1] 地域における子どもの居場所づくり	61
[2] 青少年の育成・支援	66
施策目標3 ひとりひとりに応じた学びを支援します	74
[1] “生きる力”を育む教育の推進	74

[2] 地域との連携による学校づくり	82
施策目標 4 ひとつひとつの家庭に応じたく子育て>を支援します	86
[1] 母と子どもの健康支援	86
[2] 家庭における子育てへの支援	92
施策目標 5 子育てと仕事の両立を支援します	100
[1] 保育施設の量と質の確保	100
[2] 学童保育所の量と質の確保	104
[3] 保育サービスの推進	106
[4] ワーク・ライフ・バランスの推進	109
施策目標 6 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します	113
[1] 途切れのない成長支援	113
[2] 配慮を必要とする家庭への支援	120
施策目標 7 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します	127
[1] 協働による事業の推進	127
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	134
1. 教育・保育提供区域の設定	134
[1] 本市の教育・保育提供区域	134
[2] 人口推計	134
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	135
[1] 0歳児	135
[2] 1・2歳児	135
[3] 3～5歳児（教育・保育1号・2号認定・幼稚園等・保育所等）	136
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	137
[1] 利用者支援事業	137
[2] 延長保育事業	137
[3] 放課後児童健全育成事業及び放課後居場所づくり事業（学童保育所）	138
[4] 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業	139
[5] 乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	139
[6] 養育支援訪問事業	140
[7] 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	141
[8] 一時預かり事業	141
[9] 病児・病後児保育事業	144
[10] 子育て援助活動支援事業（就学児の放課後の居場所として分）	145
[11] 妊婦健診	146
[12] 実費徴収に係る補足給付を行う事業	146
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	147
[1] 質の高い教育・保育の提供	147
[2] 教育・保育施設等の連携	147
[3] 認定こども園の普及に関する考え方	147
第6章 プランの推進体制	150

[1] 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議によるプランの推進.....	150
[2] 庁内の推進本部による全序的・横断的なプランの推進.....	150
[3] 行政評価制度を活用した評価・検証.....	150
[4] 広報やホームページ等を通じたプランの実施状況等の公表.....	150
資料編.....	152
1. 立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議.....	152
[1] 立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議条例	152
[2] 質問文書	153
[3] 答申文書	154
[4] 委員名簿	155
[5] 会議経過	157
[6] 立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議条例施行規則	159
2. 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進本部設置要綱	160
3. 児童の権利に関する条約	162
4. 子供の貧困対策に関する大綱.....	169
5. 内包する計画の指針等の概要.....	172
[1] 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画	172
[2] 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画	174
[3] 児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）	174
[4] 「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画	174
[5] 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画	175
[6] 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画	175
[7] 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村子どもの貧困対策計画	176

夢たちコラム 目次

このプランの素案は、子育て当事者や児童福祉、教育など、幅広い関係者で構成する夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議が作成しました。プラン本文に収めきれなかった、委員の想いや意見をコラムにして織り込みました。



おとな委員

子ども委員

子どもの権利= r i g h t s に基づくまちづくり	55
SNSの禁止ではなく、子どもオンブズパーソンを	57
子どもの人権から児童虐待防止策を考える	58
こどもとおとなのはなしin 市議会議場	59
子どもの心の居場所	67
思春期の性 性教育の必要性	69
いじめについて	80
かつては「小1 プロブレム」という言葉があった!?	83
妊娠初期～就学前までの包括的な子育て支援	90
子育て子育ち	95
親育ち	97
保育現場にて 子育てをしながら思うこと	112
心のバリアフリーについて	116
困難を抱える若者の自立	118
お金だけではない、子どもの貧困	126
ジュニア・リーダーをやってみて	129
ウドラ夢たち基金の誕生	131

★ 本プランに掲載しているイラストについて ★

○表紙および裏表紙、1章～資料編の各扉イラスト:

横内幸子氏作

(第3期夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議委員)



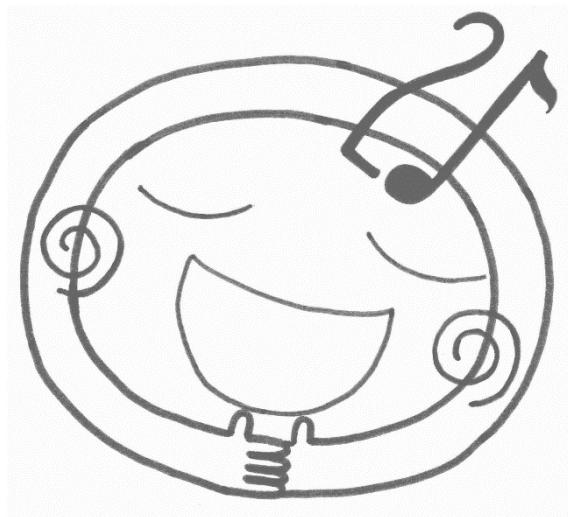
○「はじめに」掲載のイラスト:夢育て・たちかわ子ども 21 プランのシンボルマーク



○夢たちコラム掲載のイラスト:立川市キャラクター くるりん



はじめに



夢育て・たちかわ子ども 21 プランのシンボルマーク

はじめに（理念）

・・・子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに・・・

子どもたちは「世の中を映す鏡」です。

世の中が希望に満ち、おとなたちがはつらつと生きているときには、子どもたちの笑顔も輝き、希望に満ちます。子どもたちの生きる姿の中に、わたしたちおとな自身が見えています。

子どもたちは「未来を映す鏡」です。

子ども時代に人は、おとなになって体験することのひな型をすべて体験するといいます。子ども時代に、人に支えてもらうことや人を支えることの喜びをたくさん体験した子どもは、おとなになっても、それを生きる信条にするでしょう。子ども時代に、自分の生活を自分の頭と身体で創造することが一番大事だということを学ばなかっただ子どもは、おとなになっても、生活を創造することが苦手になるでしょう。子どもたちの今の中に、二十年後、三十年後の社会が見えてくるのです。

子どもたちをしっかりと見つめ、そのひとつひとつの命を大切にすることは、わたしたちの社会を見直すことであり、わたしたちの現在と未来を、希望をもって構想することにまっすぐつながります。

そうした思いをもって、このプランでは、立川に生き、立川で生活する子どもたちの命が生き生きと輝くようになるための具体策を、懸命に考えました。このプランは、実現可能性を考え合わせた上で、立川市の市民と行政が、一語一語、一緒につくりあげたものです。

このプランは、今後の子ども関係の施策展開にあたって基本となる視点に配慮してつくっています。

その一つ目は、すべての子どもが人間として幸せに生きる権利をもっている、という立場から、「子ども自身の育ちへの支援」をベースにしているということ。

子どもは、生まれる時代も国や場所も選べません。生まれつきの環境や条件の違いに、子どもはまったく責任がありません。でもその子どもは、生まれた瞬間から、生きていくことの重さを自分で背負わなければなりません。荷の背負い方が上手にできるか否かでその子、その人の幸せ度が決まるのであれば、わたしたちのやることはたったひとつ。それは、どの子にも「生きていくってほんとうにおもしろい。どきどきわくわくする」「生まれてきてよかった」「わたしはわたしらしく生きていくよ」と感じてもらうようにする、のことだけです。

子どもには本来、自分で育っていく力があります。すべて親に育てられるということはありません。地域のいろいろなおとなが子どもの育ちを見守る中で、自己決定しながら自主性や社会性を育てていきます。子どもが自ら育っていく力が回復されなければなりません。

二つ目に重視したのは、「子どもたちひとりひとりが、さまざまなニーズをもった多様な存在だ」という認識から、出発しようとしたこと。

子どもたちの中には、ありあまるものを受けアップアップしている子もいれば、必要な養育や教育を受けることができず、その可能性をうまく引き出されていない子もいます。障害のあるなしや程度によってもまた、ひとりひとり違います。外国籍の子や多様な文化的背景をもつ、少数派の子もいます。そういった子どもたちも含めたひとりひとりに、できるだけきめこまやかなサポートを提供したい、これが強い思いでした。

三つ目に、この子ども支援を、「立川」というまちを創造的につくり続ける大事な機会にしようと考えてきました。それには二つの意味があります。

ひとつは、これからは市民の生活に直接関係がある事業は、できるだけ市民自身も担い、行政がそれを支え、持続的な事業にしたいということ。別の言い方をすると、子ども支援を、市民が参画して新しい自治のあり方を探り進める大事なきっかけにしたい、ということです。

もうひとつは、子ども支援ということを、幼い子の子育てへの支援とだけ考えず、小学生・中学生・高校生・若者への支援、親への支援、家庭への支援、そして地域の高齢者への支援なども含んで考えたことです。そうなると子育て支援は、まちづくり、地域づくりへと、必然的に広がり、つながっていきます。

「子ども支援でまちづくり」、これも大切な視点でした。

そのため、このプランをつくった後も、市民と行政がひとつになって、このプランが実現されるのを市民的立場で検証する組織をより積極的に活用しながら、そこに必要な人材を確保するということを提案しています。プランづくりがプランづくりで終わらないで、新しいまちづくりの、一步になることを願ったのです。

みなさん、立川市を、子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちにしていきましょう。それはともなおさず、わたしたちのくふるさと立川>を、子どもたちとともに創造していく営みなのです。

